

事業者のみなさんへ

もし、あなたの会社の社員が 犯罪の被害に遭ったら、 会社として何ができますか。

犯罪は、いつ、どこで発生するか、誰が被害者となるかわかりません。
犯罪被害に遭った従業員が仕事を辞めることなく、精神的・身体的な
被害を軽減し、安心して暮らすことができるよう、事業者（会社）として
しっかりと支援に取り組んでいきましょう。

—事業者が行うべき主な取組—

**労働環境
の整備**

**犯罪被害者等に
対する
理解の促進**

**被害の回復・
軽減に向けた
手助け**



山口県犯罪被害者等支援条例 第7条（事業者の責務）

事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

みんなで考えよう、犯罪被害



山口県

「犯罪被害者等」とは、犯罪被害に遭った人又はそのご家族、ご遺族をいいます。

犯罪被害者等に対する理解の促進

犯罪被害者等は、命を奪われる（家族を失う）、けがをするなどの直接的な被害だけでなく、被害後に生じる以下のような『二次的被害』に苦しめられています。

このような状況を、社内の研修や広報紙等を活用して、社員に周知しましょう。

二次的被害



精神的な苦痛、身体の不調

- ◇不眠、食欲不振
- ◇後遺症による障がい



名誉の毀損

- ◇周囲の者の無責任なうわさ話
- ◇インターネット上での誹謗中傷

私生活の平穩の侵害

- ◇自宅住所が晒される
- ◇マスコミの押し寄せ



経済的な損失その他

- ◇医療費や転居費の発生
- ◇捜査・公判に関する時間的負担



仕事（会社）へ生じる影響

- 仕事の能率低下や、対人関係への支障
- 通院治療や、捜査協力、公判出廷等のための欠勤

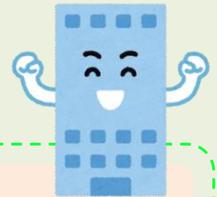


仕事を続けたくても、「辞めざるを得ない状況」になることもあります。

労働環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所等へ何度も赴く必要があり、年次有給休暇だけでは対応できない場合があります。

労働環境の整備は、被害に遭った社員やそのご家族の生活を支えるためにとても重要で、事業者にしかなできないことですので、しっかりと取り組みましょう。



具体的な取組事例

① 既存の休暇制度を活用

病気休暇や裁判員休暇等の制度を導入している場合は、その対象に犯罪被害者等を追加する。

② 「犯罪被害者等休暇制度」を創設

対象となる犯罪の種類や休暇付与日数等を検討し、犯罪被害者に特化した特別休暇制度を設ける。

③ 勤務の調整

本人が希望する部署への異動や仕事内容の変更、時短勤務の活用等について検討・調整する。

被害の回復・軽減に向けた手助け

犯罪被害者等は、周囲の人の配慮に欠ける言動や誹謗中傷などに悩まされることがあります。

このような「二次的被害」を防ぐため、上司・同僚の皆さんは犯罪被害者等に寄り添った言動を心がけましょう。

～例～

- 普段どおりにあいさつや声をかけるなど、今までと同じ態度で接する
- 希望されたときに話し相手になる（相談を聞く）
- 県や警察などの相談窓口を紹介する

